

## 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市所管の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員に大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、現在働いている児童養護施設等職員の離職防止による定着促進とともに、職員の確保促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 乳児院 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する施設をいう。
- (2) 母子生活支援施設 児童福祉法第38条に規定する施設をいう。
- (3) 児童養護施設 児童福祉法第41条に規定する施設をいう。
- (4) 児童心理治療施設 児童福祉法第43条の2に規定する施設をいう。
- (5) 保育士資格を有する者 児童福祉法第18条の18第1項又は第18条の28第1項の登録を受けた者及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項の規定において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を当該事業実施区域において受けた者をいう。
- (6) 児童指導員の資格を有する者 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (7) 母子支援員の資格を有する者 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第28条各号のいずれかに該当する者をいう。

### (交付対象事業者)

第3条 交付金の交付対象事業者は、前条第1号から第4号までのいずれかを経営する者であって、次条に定める交付対象職員を直接雇用する者とする。

### (交付対象職員)

第4条 交付金の交付対象職員は、交付対象となる年度内の12月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 基準日時点において交付対象事業者に次のいずれかの資格を有する者として直接雇用されており、本市所管の児童養護施設等において、勤務していること。

- ア 児童指導員
- イ 保育士
- ウ 母子支援員

(2) 基準日時点で現に勤務する本市所管の児童養護施設等において、前号に該当する者として社会的養護処遇改善加算実施要綱（平成29年6月12日付雇児発0612第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める処遇改善加算（I）の対象期間が交付対象となる年度内に1月以上あること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合は、交付対象職員としないものとする。

(1) 交付対象職員が、交付対象となる年度の翌年度4月1日に同一交付対象事業者が経営する本市所管の児童養護施設等に勤務しない場合。

(2) 交付対象職員が、交付対象となる年度の3月31日以前に交付対象事業者を離職する場合。ただし、離職日の翌日から引き続き同一交付対象事業者に雇用され、交付対象となる年度の翌年度4月1日に本市所管の児童養護施設等に勤務する場合を除く。

(3) 基準日時点で、交付対象職員が大阪府で実施する「保育士修学資金貸付等事業」の交付決定を受け、保育士修学資金貸付を受けている場合。ただし、返還の債務の免除を受けた場合及び返還が終了した場合を除く。

(4) 基準日時点で、交付対象職員が大阪府で実施する「介護福祉士修学資金等貸付事業」の交付決定を受け、社会福祉士修学資金貸付を受けている場合。ただし、返還の債務の免除を受けた場合及び返還が終了した場合を除く。

3 市長は、第1項及び第2項に定める支給対象職員の要件を満たしているかを確認するため、交付対象事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

#### (交付金額)

第5条 交付対象職員1人当たりの交付金の額は、180,000円とする。

#### (交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、交付対象職員の勤務する施設ごとに市長に申請しなければならない。

(1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請対象職員明細表及び雇用証明書（様式第1号別紙）

- (2) 第4条第1項各号に定める交付対象職員としての要件を満たすことを証する書類  
(別途提出している資格確認書類を大阪市が確認することに同意しない場合のみ)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため申請書の記載について誤字等の軽微な修正を行う必要があるときは、申請者に同意を得て、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をするものとする。
- 3 市長は、申請に係る書類等に不備があると認めるときは、当該申請をした申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、当該相当の期間内に申請者が補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により交付金の交付決定をしたときは、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査の結果、交付金を交付することが不適当であると認めるときは、理由を付して、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の時期等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による交付金の交付の決定又は次条第2項の規定による交付金の変更の決定を受けた事業者（以下「交付事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(交付事業の変更等)

第10条 交付事業者は、交付の対象となる事業（以下、「交付事業」という。）の内容等の変更をしようとするときは、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に対し提出し承認を受けなければならない。また、交付事業の中止又は廃止をしようとする時は、大阪市児

童養護施設等職員定着支援事業交付金中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に  
対し提出し承認を受けなければならない。

- (1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付申請対象職員明細表及び雇用  
証明書（様式第4号別紙）
- (2) 第4条第1項各号に定める交付対象職員としての要件を満たすことを証する書類  
(別途提出している資格確認書類を大阪市が確認することに同意しない場合のみ)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、交付事業変更が適当と認める場合は、大阪市  
児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更承認決定通知書（様式第6号）により、  
交付事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市児童養護施設等職員定着支援  
事業交付金中止・廃止承認決定通知書（様式第7号）により、それぞれその旨を交付  
事業者に通知する。

#### (決定の変更等)

第11条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による交付金の交付の決定について、  
交付金の額に誤りがあると認めるときは、当該交付金の交付の決定を変更するものと  
する。

- 2 前項の規定により交付金の交付の決定を変更したときは、理由を付して、大阪市児  
童養護施設等職員定着支援事業交付金変更決定通知書（様式第8号）により交付事業  
者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は交付事業者が、次の各号のいずれかに該当する  
と認めるときは、当該交付金の交付の決定を取り消すことができる。
  - (1) 第6条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したとき
  - (2) 交付金を他の用途へ使用した場合
- 4 市長は、交付事業者の責めに帰すべき事由により、第9条に指定する日までに交付  
金の交付ができなかったときは、交付金の交付の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は前2項の規定により交付金の交付の決定を取り消したときは、理由を付して、  
大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金取消決定通知書（様式第9号）により  
申請者に通知するものとする。

#### (交付金の支給)

第12条 交付金の交付決定を受けた交付事業者は、交付対象職員に対して、第5条に  
定める交付金額を当該年度中に支給しなければならない。

(交付対象職員お及び交付金額の確定等)

第 13 条 交付事業者は、交付対象職員へ交付金の支給を行った後、速やかに大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金支給実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金支給実績一覧表（様式第 10 号別紙）又は大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金を交付対象職員に交付したことが確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付事業者から前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、速やかに交付金の金額を確定しなければならない。金額の確定においては、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金金額確定通知書（様式第 11 号）をもって交付事業者へ通知を行う。ただし、交付決定金額と実績報告の金額が同額である場合等、市長が上記の通知を不要と認める場合においては、省略できるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、交付事業者にその額の返還を求めるものとする。
- 4 交付事業者は、前項の規定により交付金の返還を求められた場合には、納期日までにその額を返還しなければならない。
- 5 前項の規定による交付金の返還に係る費用については、交付事業者の負担とする。

(立入検査等)

第 14 条 市長は、交付金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、交付事業者に対して報告を求め、又は交付事業者の承諾を得たうえで本市職員に当該交付事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(交付金の返還)

第 15 条 市長は、第 10 条第 2 項の規定により交付事業の変更、中止又は廃止が適当と認めた場合又は第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により交付金の交付の決定を変更又は取り消した場合において、既に変更、中止、廃止又は取り消した後の交付金の額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された額から、変更、中止、廃止又は取り消した後の額を差し引いた額の返還を交付事業者に求めるものとする。

- 2 交付事業者は、前項の規定により交付金の返還を求められた場合には、納期日までにその額を返還しなければならない。

3 前項の規定による交付金の返還に係る費用については、交付事業者の負担とする。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 交付事業者は、前条の規定により交付金の返還を求められたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 交付金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する交付金は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を求められた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた交付金の額に充てられたものとする。

4 交付事業者が交付金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例(昭和 39 年大阪市条例第 12 号)第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 市長は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第 17 条 交付事業者は、交付事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 13 条第 2 項の通知を受けた日の属する年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

様式第1号

年　月　日

大阪市長様

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請書

標題について、次のとおり申請します。

1 対象施設名

2 施設所在地

3 交付申請額 金 円  
(内訳)

	申請人数	交付額
児童指導員	人	円
保育士	人	円
母子支援員	人	円
計	人	円

4 添付書類

- (1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請職員明細表及び雇用証明書（様式第1号別紙）
- (2) 第4条第1項各号に定める交付対象職員としての要件を満たすことを証する書類  
(別途大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意しない場合のみ)
- (3) その他 ( )

様式第1号別紙

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請職員明細表及び雇用証明書

勤務施設

名称			
所在地等			

1	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		
2	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		
3	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		

上記のとおり当法人の施設に勤務することを証明します。

上記の対象者に翌年度継続して勤務することの意思確認を行い、同意を得たことを証明します。

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

様式第2号

大青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金について、  
次のとおり交付することとしたので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第8  
条第1項の規定により通知します。

記

1 交付金の交付額 円

2 交付金の交付の条件

- (1) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速  
やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (2) 市長が、交付金の適正な執行を期するため、交付事業者に対して報告を求め、又は本市職員に  
当該交付事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対  
して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

様式第3号

大青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金について、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

様式第4号

年　月　日

大阪市長様

所 在 地  
法 人 名  
施 設 名  
代表者職・氏名

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更承認申請書

年　月　日付け 第　　号にて交付金の交付決定を受けた交付事業について、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

2 既に交付決定を受けた交付額 金 円

3 交付金変更申請額 金 円

4 添付書類（追加変更のあった交付対象職員分に限る）

(1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付申請職員明細表及び雇用証明書（様式第4号別紙）

(2) 第4条第1項各号に定める交付対象職員としての要件を満たすことを証する書類  
(別途大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意しない場合のみ)

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号別紙

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付申請職員明細表及び雇用証明書

勤務施設

名称			
所在地等			

1	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		
2	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		
3	ふりがな	採用年月日	
	氏名（旧姓）	雇用形態	
	雇用資格	資格取得日	
本人確認欄 (当てはまる ものに☑)	<input type="checkbox"/> 翌年度以降も継続して勤務します <input type="checkbox"/> 大阪府保育士修学資金貸付又は大阪府社会福祉士修学資金貸付を受けていない又は返還 を免除若しくは終了しています <input type="checkbox"/> 大阪市が内部で保有する資格確認書類を確認することに同意します		

上記のとおり当法人の施設に勤務することを証明します。

上記の対象者に翌年度継続して勤務することの意思確認を行い、同意を得たことを証明します。

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

様式第5号

年　月　日

大阪市長様

所 在 地  
法 人 名  
施 設 名  
代表者職・氏名

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け 第　　号にて交付金の交付決定を受けた交付事業について、  
大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり  
中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

様式第6号

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更承認申請について、交付事業の内容等の変更を承認したので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 承認した内容

様式第7号

大ニ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金中止・廃止承認申請について、交付事業の中止・廃止を承認したので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

様式第8号

大こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金変更決定通知書

年 月 日付けで交付決定した大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金について、次のとおり交付金の交付額を変更することに決定したので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の交付金の交付額 円

2 変更後の交付金の交付額 円

3 変更の理由

様式第9号

大ニ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金取消決定通知書

年 月 日付けで交付決定した大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金について、次のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第11条第5項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

様式第 10 号

年　月　日

大阪市長様

所 在 地  
法 人 名  
施 設 名  
代表者職・氏名

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金支給実績報告書

年　月　日付け　第　　号にて交付金の交付決定を受けた交付事業について、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。また、交付金を支給した職員は翌年度継続して勤務します。

記

1 交付事業の名称　　大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金

2 交 付 金 額	受 領 額	金	円
	支 出 済 額	金	円
	差引剩余額	金	円

3 添付書類

(1) 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金支給実績一覧表（様式第 10 号別紙）

又は大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金を交付対象職員に交付したことが確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号別紙

## 大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金支給実績一覧表

施設名 : \_\_\_\_\_

様式第 11 号

大ニ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長

大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定した大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金について、次のとおり交付金の額を確定したので、大阪市児童養護施設等職員定着支援事業交付金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 確定金額

円